

合併又は分割の認可に係る添付書類一覧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の11の13第2項で規定する下記書類を添付すること。

条項	添付書類
第1号	合併契約書又は分割契約書の写し
第2号	合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が処理施設の許可を受けた者でない場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類 (1) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (2) 定款及び商業登記法による登記事項証明書 (3) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面様式 (3) 申請者の役員(相談役等支配力を有する者も含む)に関する次の書類※ 1 住民票の写し(本籍の記載のあるもの。外国人の場合は外国人登録証明書の写し。マイナンバーの記載がないもの) 2 登記されていないことの証明書又は医師の診断書等「精神の機能に障害が無いこ (4) 発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資額の5/100以上の額 相当の出資者に関する次の書類※ 1 住民票の写し(本籍の記載のあるもの。外国人の場合は外国人登録証明書の写し。マイナンバーの記載がないもの) 2 登記されていないことの証明書又は医師の診断書等「精神の機能に障害が無いこ (5) 令第6条の10に規定する使用人があるときは、その者に関する次の書類※ 1 住民票の写し(本籍の記載のあるもの。外国人の場合は外国人登録証明書の写し。マイナンバーの記載がないもの) 2 登記されていないことの証明書又は医師の診断書等「精神の機能に障害が無いこ (6) 現に行っている事業の概要を説明する書類※
第3号	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類 (1) 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類

(2)当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
(3)役員となる者の住民票の写し※
(4)発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)※
(5)令第6条の10に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し※

※ 公的機関から発行される証明書については、発行日から 3 ヶ月以内のものであること。

※ 下記のいずれかの許可証(当該許可の日から起算して5年を経過しないものに限る。)の写しを添付(提出時に原本を持参又は郵送すること)することにより提出を省略できる。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可(法第 14 条第1項)
- ・産業廃棄物処分業の許可(法第 14 条第6項)
- ・産業廃棄物処理業の変更許可(法第 14 条の2第1項)
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(法第 14 条の4第1項)
- ・特別管理産業廃棄物処分業の許可(法第 14 条の4第6項)
- ・特別管理産業廃棄物処理業の変更許可(法第 14 条の5第1項)
- ・産業廃棄物処理施設の許可(法第 15 条第1項)
- ・産業廃棄物処理施設の変更許可(法第 15 条の2の6第1項)